

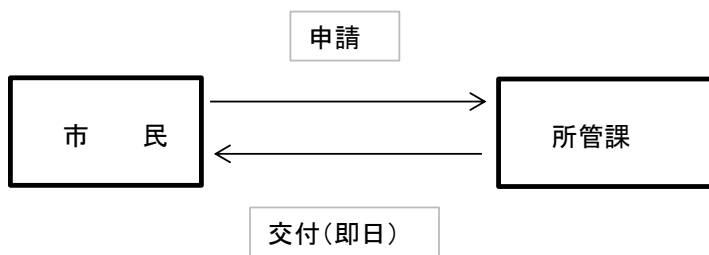
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 9

処 分 名	告示事項証明書の交付	
処 分 の 概 要	申請に基づいて認可地縁団体の告示事項の証明書を交付する。	
根 拠 法 令 名	地方自治法(昭和22年法律第67号)	
条 項	第260条の2第12項	
所 管 課	まちづくり推進課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	即日	
標 準 処 理 期 間	計	即日
判 断 基 準	<p>地方自治法第260条の2第12項を基準とする。</p> <p>【根拠法令等】 地方自治法第260条の2第12項</p> <p>何人も、市町村長に対し、総務省令で定めるところにより、第十項の規定により告示した事項に関する証明書の交付を請求することができる。この場合において、当該請求をしようとする者は、郵便又は信書便により、当該証明書の送付を求めることができる。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。